

保護者の皆さんへお知らせ

(令和8年度 要保護・準要保護児童生徒就学援助のご案内)

中札内村教育委員会

教育委員会では、経済的にお困りの方のために、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう学用品費・給食費・修学旅行費などの費用を援助しています。

令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)において、この援助をご希望される方は、認定申請書と委任状(教育委員会および村ホームページにあります)を、小・中学校在校生、新入学児童については4月10日(金)までに教育委員会へ提出くださいますようご案内します。(源泉徴収票や確定申告書の写し等令和7年分の所得金額がわかる書類をご持参ください。)

認定基準や所得の算定等について、詳細をご確認になりたい方やご相談を希望される方は、教育委員会(電話 67-2929)へお問い合わせください。

【援助を受けられる方】

1. 現在、生活保護を受けている方(教育扶助を受けている場合、制限有り。)
2. 令和7年度又は8年度に次のいずれかの措置を受けた方もしくは受ける方
 - ①生活保護の停止又は廃止を受けた方
 - ②村民税が非課税又は減免された方
 - ③個人事業税又は固定資産税が減免された方
 - ④国民年金の掛金が免除された方
 - ⑤国民健康保険料が減免又は徴収を猶予された方
3. 上記2の①から⑤以外の方で何らかの援助を受けないとお子さんの勉強に困る特別な事情のある方
 - ①児童扶養手当の支給を受けている方(児童手当とは異なります。)
 - ②失業対策事業適格者手帳を所持する日雇労働者又は職業安定所登録の日雇労働者である方
 - ③生活の中心となる方が長期療養、住宅等の火災、不慮の事故のため経済的にお困りの世帯
 - ④失業、勤務先の倒産による賃金不払い等で著しい収入減となった
 - ⑤その他、特別な事情により生活が困窮している方

※上記3の①から⑤に該当される方は、該当世帯の所得状況等を算定のうえ認定・非認定を決定します。

※援助を受けられる費用は、学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、給食費、体育実技用具費(スケート購入費・スキーレンタル料)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費等です。

※援助を受けられる費用のうち、生活保護世帯は修学旅行費のみが対象となります。

◎年度途中からの追加認定も受けることができますので、随時、教育委員会へご相談ください。